

中泊町おもいやりチケット（ハートチケット）交付要綱

（趣旨）

第1条 新型コロナウイルス感染症の影響により、町内事業者の経営が悪化状態にある。町民全世帯に生活支援として町内の事業者で使用できるチケットを配布し、町民が「おもいやり」の付加価値を付けながら足を運ぶことで、事業者の活性化を目指すことを目的として、取扱い加盟店（以下「加盟店」という。）で使用できる中泊町ハートチケット（以下「チケット」という。）を交付するものとし、その内容に関しては、この要綱に定めるところによる。

（交付対象者）

第2条 この要綱によるチケットの交付を受けることができる者は、令和2年5月14日に中泊町住民基本台帳に記載されている世帯の世帯主とする。
2 その他対象者に関する事項は別に定めるものとする。

（事務局）

第3条 中泊町ハートチケット事務局は水産商工観光課とする。

（交付冊数）

第4条 交付冊数は、1世帯に対して1冊とし、1冊は1枚あたり500円券を10枚綴りとする。
2 中泊町ハートチケットの様式は、様式第1号のとおりとする。

（交付期間）

第5条 交付期間は、令和2年6月15日からとし、順次交付するものとする。

（使用期間）

第6条 チケットの使用期間は、令和2年7月1日から令和3年2月28日までとする。
ただし、新型コロナウイルス感染症の状況によってはこの限りではない。

（使用対象）

第7条 チケットの使用対象は、加盟店での使用のみ対象とする。

（加盟可能となる対象店）

第8条 加盟可能となる対象店は、別表第1に掲げる業種とする。

（加盟申請）

第9条 対象店は加入しようとするときは、チケット取扱い加盟店申込書（様式第2号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない

ない。

- (1) 誓約書（様式第3号）
- (2) 営業許可証等の写し

（加盟申請期間）

第10条 申請期間は、令和2年5月15日（金）から令和2年5月29日（金）までとする。ただし、チケット利用期間中は受付するものとする。

（加盟店の決定及び通知）

第11条 町長は前条の規定により提出があったときは、その内容を審査し、加盟店の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により加盟店の決定をしたときには、チケット取扱い加盟店決定通知書（様式第3号）により、加盟登録を申請者に通知するものとする。

（加盟店の責務等）

第12条 加盟店の責務等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 中泊町ハートチケット事務局（以下「事務局」という。）が配布する「中泊町ハートチケット取扱店ステッカー」を利用者に分かりやすく、且つ見やすい場所に掲示すること
- (2) チケットは、転売、譲渡、交換、再利用及び換金しないこと
- (3) 有効期間を過ぎたチケットは受取らないこと
- (4) チケットは金銭と交換しないこと
- (5) 会計の額がチケットの額より少額であってもつり銭をださないこと
- (6) チケットは、事務局が配布する見本券と相違がないか確認すること
※「偽造防止ホログラムの有無」、「色合いが異なる」等、偽造チケットと判別できる場合は、チケットの受取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察に通報し、事務局へ報告すること。なお、チケットの盗難、紛失、滅失または偽造、変造、模造等に対して中泊町は責任を負わないものとする。
- (7) 見本券は、チケットを取り扱う全ての関係者に周知すること
- (8) チケット受取り時は、再利用防止のため、チケット裏面に加盟店の署名及び受領印を捺印すること
- (9) 既に署名及び受領印があるものは受取らないこと
- (10) 中泊町、その他当該事業に係る関係者の事業運営に協力すること

（換金手続き）

第13条 チケットの換金手続きは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 加盟店は、事務局が配布するチケット専用封筒に「使用済みチケット」と「換金用伝票」を同封し、中泊町水産商工観光課又は、小泊支所窓口を持参すること

(2) 換金請求期限（令和3年3月5日）後は換金不可とすること

（支払）

第14条 支払は別表の換金請求日に応じて、別表第2に定める振込予定日で指定口座に支払いするものとする。

（支払台帳）

第15条 事務局は、中泊町おもいやりチケット（ハートチケット）交付台帳（様式第4号）を作成して、換金の支払状況について記帳し、整理するものとする。

（関係部署との連携）

第16条 事務局は、換金の支払を適正に行うため、必要な事項について関係部署に情報の提供及び協力を求めることができる。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月15日から施行する。

別表第1

業種	内訳
道路旅客運送業	ハイヤー業（タクシー業等） 貸切バス業
宿泊業	民宿・旅館・ホテル
飲食店	食堂・レストラン、専門料理店 そば・うどん店、すし店、酒場・ビアホール バー・キャバレー・ナイトクラブ 喫茶店、その他の飲食店
配達飲食サービス業	配達飲食サービス業（仕出し料理店）
娯楽業	興行場
その他生活関連サービス業	運転代行業
洗濯・理容・美容業	クリーニング屋、理容室、美容室
食料品小売業	各種食料品店、肉屋、魚屋、酒屋、菓子小売業など （但し、スーパーマーケット、コンビニエンスストアは除く）
その他	花屋、たばこ屋、自転車屋、電器店、衣料品店

※業種参照 日本標準産業分類（平成25年10月25日改定）

別表第2

利用期間	換金請求期限	支払予定日	
7月1日～7月31日	8月5日まで	日程1	令和2年8月27日
8月1日～8月31日	9月5日まで	日程2	令和2年9月24日
9月1日～9月30日	10月5日まで	日程3	令和2年10月22日
10月1日～10月31日	11月5日まで	日程4	令和2年11月26日
11月1日～11月30日	12月5日まで	日程5	令和2年12月24日
12月1日～12月31日	1月5日まで	日程6	令和3年1月28日
1月1日～1月31日	2月5日まで	日程7	令和3年2月25日
2月1日～2月28日	3月5日まで	日程8	令和3年3月11日

※ただし、上記日程は予定のため、変更となる可能性があるもの。

様式第1号（第4条関係）



- この商品券は、令和2年7月1日(水)～令和3年2月28日(日)までご利用できます。
- この商品券は、取扱店のみでご利用になれます。
- この商品券は、交換、譲渡及び売買はできません。
- この商品券は、現金とお引換はいたしません。
また、本券のみによる購入の際は、つり銭は支払われません。
- この商品券の盗難、紛失または滅失に対し、発行責任者はその責を負いません。
- 国や地方公共団体への支払には利用できません。
- 商品券に、発行者印、番号のないものは無効です。



取扱店印欄

発行者 中泊町役場 水産商工観光課
中泊町ハートチケット事務局
TEL 0173-57-2111
FAX 0173-57-3849

様式第2号（第8条関係）

中泊町長 濱館 豊光 殿

中泊町おもいやりチケット（ハートチケット）取扱い加盟店申込書

中泊町が発行する中泊町おもいやりチケット（ハートチケット）交付事業の趣旨に賛同し、加盟店として申し込みを致します。

		申込日 令和 年 月 日	
フリガナ			
事業所名			
広告記載の店名	（※上記名称以外で店名として広告に記載したい名称がある場合のみ記入してください。）		
フリガナ			印
代表者氏名			
所在地	〒 ー 中泊町		
電話番号		F A X	

※ご記入いただいた内容は、中泊町おもいやりチケット（ハートチケット）交付事業の目的以外に使用いたしません。

		受付日 令和 年 月 日	
※事務局処理欄			
受付	水産商工観光課		
登録番号	中里地区 ・ 小泊地区		
備考			

様式第3号（第8条関係）

誓約書

中泊町おもいやりチケット（ハートチケット）取扱い加盟店申込みをするにあたり、次のとおり誓約します。

記

1. 申請要件を満たしています。
虚偽が判明した場合は、支払金の返還等に応じるとともに、支払金と同様の違約金を支払います。
2. 支払金支払者から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
3. 申請内容に不正があった場合など必要がある場合には、支払金の支給を受けた事業者名、対象施設などの情報が公表されることに同意します。
4. 業種に係る営業に必要な許可等をすべて有しており、それを証明するものを添付しています。
5. 申請者の代表者、役員又は使用人その他の従業員が、青森県暴力団排除条例（平成23年3月青森県条例第9条）第2条第1号に規定する暴力団、第5条第2号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員が、申請者の経営に事実上参画していません。

令和2年 月 日

中泊町長 殿

申請者

所在地

名 称

代表者職氏名

印

※自署又は記名押印してください

様式第4号（第10条関係）

第 年 月 日
号

様

中泊町長 印

中泊町おもいやりチケット（ハートチケット）取扱い加盟店決定通知書

令和 年 月 日付けで申込みのあった中泊町おもいやりチケット（ハートチケット）取扱い加盟店申込みについて中泊町おもいやりチケット（ハートチケット）交付要綱第9条の規定により、下記のとおり加盟決定しますので通知します。

記

加盟店事業所名
